

# **第4期小金井市地球温暖化対策実行計画**

## **(市役所版)**

**初版 平成19年3月**  
**改訂 平成23年3月**  
**改訂 平成27年3月**  
**改訂 令和3年3月**

## 1 計画策定の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が、平成10年（1998年）10月に公布され、翌年4月に施行されました。同法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにしています。

そして、平成17年（2005年）2月の、いわゆる「京都議定書」の発効を受け、市では市の事務及び事業に関し、全庁一丸となって温室効果ガスの排出抑制行動に取り組み、地球温暖化防止対策の推進を図っていくため、平成19年3月に「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」（以下、本計画）を策定しました。

また、平成20年（2008年）6月の法改正により、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の努力義務が盛り込まれたことを受け、小金井市の市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって、地域をあげて地球温暖化防止に取り組むため、平成22年3月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画」（以下、地域推進計画）を策定しました。本計画は、この地域推進計画のうち、市の行う全ての事務及び事業に関するものに特化し集約した計画です。

令和2年10月、総理が2050年までに温室効果ガス排出量ネットゼロにするとの政策目標を表明し、温暖化対策への取り組みが更に加速する中、第3期実行計画の計画期間が終了したことから、ここに新たな目標を定め、第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）を策定することとします。

## 2 計画策定の目的

本計画は、小金井市環境基本条例及び第3次小金井市環境基本計画で掲げられた「エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる」という、市の責務を遂行することを目的としています。また、地域推進計画第4章2.（2）に基づき、市自らが温室効果ガスの排出量削減に率先して取り組むことにより、事業者や市民に対して、地域における温暖化対策を促していきます。

## 3 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素（本計画の対象とする温室効果ガスに含まれるが、「温室効果ガス総排出量」の算定対象には含まない。）の7物質とします。

## 4 計画対象範囲

市の行う事務及び事業の全てを対象とします。

全ての市有施設（別紙）とします。（指定管理者により運営される施設も含みます。また、市外にある施設も対象とします。）

## 5 計画期間と削減目標

地域推進計画にうたわれているように、市役所も地域の主要な構成員としての責務を果たすため、下記のとおり目標を掲げます。

### (1) 計画期間

実行計画の計画期間は、新庁舎及び新福祉社会館の竣工による施設状況の変化を考慮し、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### (2) 削減目標

市の温室効果ガス排出量の令和元年度実測値 5,906 t-CO<sub>2</sub> から 7.6%（449 t-CO<sub>2</sub>）削減し、5,457 t-CO<sub>2</sub> 以下とします。（エネルギー消費量は 123,549GJ から 6,177GJ（5%）削減し、117,372GJ 以下とします。）

### ★ 目標数値の根拠

第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画では、エネルギーの消費量を2030年度までに2013年度比で17%削減することを目標としており、これは概ね1年に1%の削減を表しています。従って、市役所でも本計画の計画期間である5年間で公共施設のエネルギー消費量を5%削減することが求められるものであり、これを温室効果ガス排出削減目標に換算すると7.6%となります。（地域推進計画では、エネルギー消費量17%削減が、温室効果ガス排出量26%削減につながるとしています。）

## 6 オール市役所の取組

### I CO<sub>2</sub>削減行動・省エネ行動

「オール市役所の取組」とは、小金井市職員と市の施設で業務をする全職員による取組を示します。

各職場、各施設で使用するエネルギーについて、全ての職員が常に意識をし、CO<sub>2</sub>削減・省エネ行動に取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

## (1) 電気使用量の削減

### ◆空調機器の運転時間、適正温度の遵守

- ・執務室内では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための換気等を十分に行いつつ、夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行し、室温を夏季の冷房時は28℃、冬季の暖房時は19℃（※政府では、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、政府として率先した取組を自ら実施するために、暖房中の室温は20℃ではなく、「19℃を目途に過度にならないように適切に調整に努める」こととし、地方公共団体にも同様の取組を行うよう協力を要請しています。）を目途に、それを上回らないよう空調の設定温度を適正に管理します。
- ・冷房時にはブラインド等で遮光し、暖房時には自然光を取り入れます。
- ・空調機のフィルターの清掃等、設備・機器の保守管理を徹底します。

### ◆消灯の徹底

- ・始業前、昼休みの消灯を徹底し、時間外には不要な照明を消します。
- ・労働安全衛生規則、事業所衛生基準規則に定められている照度基準を下回らない範囲で、照明機器の間引きに努めます。
- ・照明器具の清掃をして、照度を保ちます。
- ・トイレ、更衣室、給湯室、会議室等は使用后消灯します。

### ◆待機電力の削減

- ・パソコンは省エネモード設定や輝度を下げる設定にして、長時間離席する場合は主電源を切ります。
- ・勤務時間終了時には、電気ポット等、不要な電気製品のコンセントを抜きます。

### ◆その他

- ・電気機器は、より消費電力の少ない製品を選定します。
- ・カーテン、ブラインド、緑のカーテン等を活用します。
- ・一斉退庁日を徹底します。
- ・自動販売機の削減及び省エネ型への転換を図ります。
- ・個人使用の電気機器（携帯電話の充電器等）の使用禁止を徹底します。

## (2) ガス・熱使用量の削減

- ・湯沸器、給湯器、ボイラー、ガスコンロ等の適正使用に努めます。
- ・購入の際は、省エネ効率の高い製品を選定します。

## (3) 低公害車の選定、エコドライブの推進

### ◆低公害車・次世代自動車の選定

- ・庁用車の新規購入・リースの際は、小金井市グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインに基づき、低公害・低燃費車を選定します。

- 借上車の契約の際も、これに準じます。
- 電気自動車等、次世代自動車の導入を進めます。

#### ◆適正な運転等による自動車燃料の削減

- できるだけ庁用車の使用を控え、自転車等を使用します。
- 急発進、急加速をしないで、エコドライブを徹底します。
- 不要な荷物は載せないようにします。
- カーエアコンを適正な温度に管理します。
- タイヤの空気圧調整など車両の整備を徹底します。

## II 省資源化のための取組

### (1) 紙使用量の削減

- 両面コピーを徹底します。
- 庁内資料等では、裏紙を使用します。
- ペーパーレス化を図り、会議の開催通知などはメールを活用します。
- コピー機のオールクリア励行等により、ミスコピーを減らします。
- 文書はファイリングシステムの活用により職員間共有に努めます。
- 封筒の再利用に努めます。

### (2) 水使用量の抑制

- 洗面所や流しにおける節水を励行します。
- 水道水量を調整し、節水を図ります。
- 節水コマやセンサー式自動水栓等の導入に努めます。
- 学校のプールについて、効率的な運用に努めます。
- 施設管理者は水道使用量をチェックし、漏水の有無や節水が適切になされているかを点検します。

### (3) 庁舎等からのごみ減量

- マイ箸、マイボトル、マイバッグ等を励行します。
- 私物ごみの持ち帰りを徹底します。
- 食事は食べきれぬ量を購入し、食品ロスを発生させないように努めます。

## III 環境配慮のための取組

### グリーン購入・グリーン契約等の徹底

#### (1) グリーン購入の基本原則

##### ◆購入する前に

- ・常時使用しないものは、他部局からの借用を検討します。
- ・購入ではなく、リースも検討します。

#### ◆購入するとき

- ・グリーン購入ガイドラインに沿った物品を購入します。
- ・部品交換や修理が簡単なもの等、長期間の使用が可能なものを選びます。
- ・詰替えや補充ができるものを選びます。
- ・省エネルギーのものを選びます。
- ・製品の製造から廃棄までの過程で、環境負荷の少ないものを選びます。
- ・捨てるときの処理や処分が簡単なものを選びます。
- ・使用后、リサイクルが可能なものを選びます。
- ・購入の際には、最低限必要な分だけ購入します。

#### ◆使用頻度が低いとき

- ・常時使用しない備品等は、係ではなく、部や課で共用することに努めます。

#### ◆不要になったとき

- ・廃棄する前に他の活用法を検討します。
- ・再使用可能な消耗品類・備品はC-ナビ等で周知し、他部局に斡旋します。
- ・処分するときは、廃棄物処理の規則に従って分別を徹底します。
- ・汚れたプラスチックごみは、きれいに洗って排出します。

#### (2) 物品の調達方法

グリーン購入ガイドラインに従って製品を購入することとします。

#### (3) グリーン購入の調達実績報告

グリーン購入の購入実績を年1回、小金井市環境審議会に報告します。

#### (4) グリーン契約の推進

電力の供給契約をする際は、再生可能エネルギー100%電力の調達を検討します。

## IV 公共施設の建築・管理等に関する取組

今後、新設する施設や大規模改修が予定されている施設については、環境に配慮し、消費エネルギーをより低減化する設備を導入することを目指します。

特にCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれる照明設備・空調設備を中心に、設備の見直しと改善を行い、再生可能エネルギー等の導入を推進していきます。

- (1) 太陽光発電、太陽熱利用等の自然エネルギー導入を図ります。
- (2) 照明設備は、より消費電力の少ないLEDの導入・転換を図ります。また、人感センサーの導入を図ります。

- (3) 熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入を図ります。
- (4) 水道使用量削減のため、雨水利用による水循環システムの導入を検討していきます。
- (5) 施設の屋上や壁面、校庭、駐車場のスペース等を可能な限り緑化していきます。
- (6) 道路整備時に透水性舗装等の効果を検討しながら導入を図ります。
- (7) 第一種特定製品（エアコン等）からの冷媒（フロン類）漏洩の未然防止・早期発見に向けて、簡易点検を定期的実施していきます。

## 7 計画の推進

### I 推進体制

- (1) 推進本部は、環境基本計画推進本部とします。  
推進本部は、本計画の運用、点検及び評価を行います。
- (2) 本計画推進責任者は、各所属長とします。  
推進責任者は、各所管において、本計画の推進を図ります。
- (3) 事務局は、環境政策課が担うこととします。

### II 推進管理

各施設を本計画の実施組織として位置づけ、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルに基づき、実施組織ごとに計画の進行管理を行うことを基本に、毎年度、前年度の温室効果ガス排出量削減の取組について自己評価し、今後の削減対策の推進及び改善を行うこととします。

### III 報告・公表

地球温暖化対策に関する市の取組を、環境マネジメントシステムの運用に基づき、環境報告書・ホームページ等で情報提供を適宜行うこととし、市民に広く公表していくことを通じて、市民と協働した地球温暖化防止の取組を進めていきます。

所管課	対象施設
管財課	本庁舎（西庁舎を含む）、第二庁舎、本町暫定庁舎、防災関係施設
地域安全課	各消防団詰所
コミュニティ文化課	各集会施設、はけの森美術館、市民交流センター
経済課	東小金井事業創造センター
環境政策課	滄浪泉園事務所、環境配慮住宅型研修施設
ごみ対策課	各清掃関連施設、北一会館
地域福祉課	（福社会館）
自立生活支援課	障害者福祉センター、児童発達支援センター、福祉共同作業所
介護福祉課	本町高齢者在宅サービスセンター
健康課	保健センター
保育課	各保育園
児童青少年課	各学童保育所、各児童館
道路管理課	駅前公衆トイレ
交通対策課	自転車保管所等
区画整理課	課事務所
学務課	各小・中学校
指導室	教育相談所、もくせい教室
生涯学習課	清里山荘、文化財センター、総合体育館、栗山公園健康運動センター、上水公園運動施設、テニスコート場
図書館	各図書館
公民館	各公民館

## 市庁舎等すべての公共施設（自動車を含む。）における燃料別温室効果ガス排出量

(単位:kg)

燃 料	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(基準年)
電気	3,585,438	3,687,160	4,456,936	3,377,223	4,026,245
都市ガス	1,504,824	1,587,138	1,652,301	1,623,987	1,606,032
灯油	44,623	44,425	50,602	42,704	28,969
ガソリン	41,433	42,059	41,168	39,301	39,793
軽油	12,191	7,670	5,663	5,560	7,596
A重油	180,757	214,090	189,700	176,150	186,990
L P G	12,828	10,387	8,790	10,834	8,770
※メタン等	1,987	1,990	1,962	2,377	1,797
計	5,384,081	5,594,918	6,407,122	5,278,136	5,906,192

※メタン等とは、二酸化炭素以外の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを指す。

